

大館市適正入札・契約推進委員会

令和4年度 第1回定例会議事録（概要）

日 時：令和4年6月27日（月）10時30分～11時42分

場 所：大館市桜櫓館 大広間

出席委員：佐藤 英夫 （委員長／税理士）
齊藤 留美子 （関係業界代表／建築士）
熊谷 克史 （弁護士）
佐藤 雄幸 （学識経験者）
名村 伸一 （内部委員／大館市副市長）
日景 浩樹 （内部委員／大館市総務部長）

はじめに（略）

1. 開会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の令和4年度 第1回目の定例会を招集したところ、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、委員6名全員の出席をいただいておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： ただいまの事務局からの報告のとおり、委員定数6名全員の方が出席しており、過半数に達しておりますので、会議を開会いたします。

本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を公開と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するため、非公開とする場合には、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、ホームページを通じて会議の概要を公表しますので、ご承知置き願います。

3. 審査

入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審査に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料1「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和3年度下半期の状況についてご説明いたします。

まず、業種別として、「建設工事」「測量及び建設コンサルタント等業務」「物品調達」そして「役務提供」の4つに分類しております。

さらに、この4分類を入札方式別に区分しております。平成30年度から「建設工事」及び「測量及び建設コンサルタント等業務」に電子入札を導入したことに伴い、この2業種では「条件付き一般競争入札」「公募型指名競争入札」「通常指名競争入札」「随意契約」の4方式、「物品調達」及び「役務提供」では「条件付き一般競争入札」を除く3方式に分類しております。

なお、随意契約については、250万円を超える契約のみを掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、普通契約と分けて記載しております。

資料1の欄外に落札率について注釈を記載しておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは資料1の総括表に基づき、令和3年度下半期の状況をご説明いたします。説明時の金額は、千円以下の端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札は9回執行され、件数は36件、契約金額は8億8,781万円となりました。公募型指名競争入札は、総合病院分2件のみで、契約金額は2,585万円となっております。随意契約は2件、542万円で、前年度に比べて件数・契約額とも減少しております。

建設工事全体では、前年度に比べ件数で11件減少の40件となりましたが、契約金額では3億5,975万円増加し9億1,908万円となりました。契約金額増加の主な要因としては、前年同期と比較し、御成町南地区土地区画整理事業歩道融雪設備工事、市道の橋梁補修工事など、1件当たりの金額が比較的大きい発注案件があったことによるものです。

なお、建設工事の落札率については、対前年同期比1.7ポイント減少し、95.2%となっております。

次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてですが、トータルでは前年同期比で、件数が7件減少の5件、契約金額でも2,747万円減少し5,385万円となりました。これは、前年同期と比較し、総合病院の地域救命救急センター増設にかかる設計業務の大型発注案件

があったものの、土木コンサルの発注案件が大きく減少したことによるものであります。落札率は、8.1ポイント増加し94.8%となっております。

物品調達では、発注件数が前年同期比で30件減少の42件、契約金額も13億5,485万円減少し2億8,157万円となっております。減少の主な要因は、昨年度は小中学校のエアコン購入や医療情報システム等の購入などの発注があったことにより、発注件数、契約件数とも跳ね上がり、本年度は通年ベースに戻ったことによるものであります。

落札率については、普通契約で0.5ポイント減少し97.6%、単価契約では3.5ポイント増加し95.4%となっております。

役務提供については、発注件数が1件増加の50件、契約金額では5億628万円減少し4億9,722万円となっております。件数がほぼ変わらず、契約金額が減少した主な要因は、昨年度に、5か年の長期契約となる山館浄水場ほか運転管理業務や教育用コンピュータリース、新庁舎のシステム構築にかかる委託業務など、1件当たりの金額が比較的大きい発注案件があったことによるものであります。

落札率については、普通契約で3.8ポイント増加し98.0%、単価契約では1.8ポイント増加の97.8%となっております。

以上、令和3年度下半期の総件数は137件で、前年同期比47件の減少となっております。また、単価契約を除く契約金額の総合計は17億5,173万円で、15億2,885万円の大幅な減少となりました。

なお、総トータルの落札率については、普通契約で96.4%、前年同期と増減なし、単価契約では96.6%と、2.7ポイント増加しております。

令和3年度下半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況については、お手元の資料2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 資料2に関連した質問をします。建設工事の随意契約で、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定を適用させている案件がありますが、具体的にどのようなケースだったのでしょうか。

事務局： 本工事は、上水道を利用する当該地区の住宅の増加によって、水道水の供給量が増加し、現状の水道管では供給する水量に見合わなくなったため、口径の大きい水道管へと取り換えた工事であります。住宅開発等で、すでに当該地において水道工事を施工していた業者があり、競争入札に付するよりも当該業者に発注・契約することによって、工期短縮や経

費削減などが図られ、有利(競争入札に付することが不利)であることが認められたため、随意契約としたものであります。

委員 B : 物品調達のフォーム印刷や役務提供の機械警備の入札において、落札率 100%の案件があるが、考えられる理由は何でしょうか。

事務局 : 複数の入札参加者がいる状況下で入札を執行していますが、その中で当該落札者の入札した金額が最低価格となり、それが予定価格と一致していたことにより、落札率が 100%となったものであります。また、予定価格は予算の裏付けがないと定めることはできませんが、物品購入や役務提供の予算要求の際には、登録業者から購入又は請負に必要な見積もりをいただいた上で、予算計上しているのが大半であります。よって、予算要求段階から状況に変わりなく、また、予算見積もり業者よりも低い額で応札する業者がないときには、このようなことが起こり得ないとは言い切れない状況にあります。

委員 C : 随意契約について、市で契約している随意契約は契約検査課で確認や取りまとめをしているのでしょうか。また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づいた契約が多く見受けられますが、理由は何でしょうか。

事務局 : 随意契約の締結にあたっては、市の財務規則により、予定価格 100 万円以上の案件は契約検査課に合議することになっております。その時点において、法令等に適合しない案件や誤記載されているものなどは起案課に訂正を求めています。また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に定めのある少額随意契約以外の案件については、四半期ごとに契約検査課で取りまとめをし、市のホームページ上で公開しております。2 号随契は、特定の者にしか納入又は請負ができないという理由によるものですが、具体的には、システムや機械設備などで、納入した業者でなければ保守管理や部品交換ができないなどの案件となります。役務提供の保守管理などの契約では、このような案件が多くなっております。

委員 A : 随意契約において、落札率 100%の案件が目立ち好ましくないと思うが、改善する余地はないのでしょうか。

事務局 : 落札率 100%については、先ほども触れたように、予定価格は予算によりけりのところがあり、予算要求時に当該業者から見積もりを提示させ、発注時点で何ら状況に変わりがなければこのようなことが起こりえないとは限りません。ただし、見積徴取時において、当該金額が本当に適正な額であるかどうかの精査は必要であると考えております。

内部委員からの補足説明あり

委員 D : 落札率 100%の随意契約については、何かしらの理由があつてのことかと思われるが、案件ごとにきちんと説明ができるようにしておくことが必要である。ホームページで公表していると伺ったが、どの程度まで公表しているのでしょうか。

事務局 : 契約金額や地方自治法上の適用した条項などを公表しているほか、予定価格を事前公表している建設工事、事後公表しているコンサルタント業務に限っては予定価格も公表して

おります。

委員D： 「森林資源ならびにバイオマスの利活用を通じた脱炭素社会構想検討事業」とは、どのような案件なのでしょう。

事務局： 本市の温暖化対策実行計画策定の支援業務を委託するものでありますが、公募型プロポーザル方式により事業者を公募し、交渉権者として選定された者（共同提案3者）と契約を締結したものであります。公募時には事業費の上限額を定め募集しておりますが、契約にあたっては、事業提案で提示された額を予定価格として定めているため、100%の落札率となっております。

内部委員からの補足説明あり

委員A： 「栗の木利活用業務」という随意契約案件がありますが、どこの栗の木を、どのように活用したのでしょうか。

事務局： 石田ローズガーデンを整備したときに、栗の木が危険な状態にあったため伐採しております。その木材を利用し、ベンチやテーブルを作成しております。石田ローズガーデンに茂っていた木であることを表示しながら、本庁舎などの施設に設置しております。

内部委員からの補足説明あり

委員長： 他にご意見ございませんか。

（他に意見等なし）

委員長： なければ、市の発注に係る入札・契約の運用状況についての審査を終了いたします。

抽出事案について

委員長： それでは、次の審査事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審査を行います。

要綱第6条の規定により、この抽出は「抽出委員」に委任し、予め選んでおります。運営要領第3条第2項の規定により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審査に入る前に「抽出結果」について報告しますので、ご確認をお願いいたします。資料3をご覧ください。

【建設工事】と【測量及び建設コンサルタント等業務】については、電子入札で執行していることから、「条件付き一般競争入札」の案件から抽出しております。【物品調達】と【役務提供】については、公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

条件付き一般競争入札

建設工事 【蟹沢下水路防護柵設置工事】

市長事務局が発注した36件の中から、同額抽選により落札者を決定した案件を選んで

おります。

測量及び建設コンサルタント等業務【大館市新斎場地質調査業務】

市長事務部局が発注した4件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

公募型指名競争入札

物品調達 【大館市民文化会館 ワイヤレスマイクシステム】

市長事務部局が発注した普通契約17件の中から、予定価格の最も高い案件を選んでおります。

役務提供 【インターネット環境仮想化システムリース】

市長事務部局が発注した普通契約11件の中から、5か年にわたる長期契約で、予定価格が最も高い案件を選んでおります。

随意契約

建設工事 【長走風穴第一観察デッキ解体工事】

市長事務部局が発注した案件のうち、建設工事から、入札を執行したが、参加者辞退により不調となり、随意契約として発注した案件を選んでおります。

委員長： それでは、「抽出の結果」について皆様の確認をお願いいたします。

(意見等なし)

委員長： 引き続き、事務局から「抽出事案」について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料3により説明いたします。

最初に、条件付き一般競争入札で発注しました「蟹沢下水路防護柵設置工事」であります。下水路への転落防止のため、道路わきにガードレール等を設置する工事となります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において「とび・土工・コンクリート」に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所」を有すること、管理技術者として「1級土木施工管理技士」ほか当該工事の施工に必要ないずれかの資格を有する者を配置できることなどを条件としています。28頁をご覧ください。この入札には、10者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、落札者1者を決定しております。落札率は86.1%となっております。なお、29頁に入札結果を詳細に載せておりますが、この入札で、最低制限価格を下回った者は2者、最低制限価格と同額となった者が2者おりました。最低制限価格を下回った2者は失格となり、同額2者のうち抽選により落札者1者を決定しております。この抽選の方法ですが、入札書提出と同時に、入札参加者全員から抽選用の3桁の数字を示したものも提出させております。同額抽選となった場合には、電子システムへの提出順に、0、1、2...と、同額抽選者の人数によって番号を振り分けております。次に、提出された入札参加者すべての抽選用の数値を合算し、合算した数値を、同額抽選者数で割っております。その結果、余りの数値によって、例えば、2人では余りは0か1、3人では余りは0か1か2ということになりますが、その数値によって落札者を決定しております。つまり、余り0であれば、番号が0の者が落札者ということになります。

次に、測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「大館市新斎場地質調査業務」であります。柄沢字丸山下地内の新斎場建設予定地において、機械ボーリングなどによる地質調査業務を委託するものであります。入札参加資格としては、市の業者登録名簿において「地質調査業務」に登録があること、「市内に本社・本店等主たる営業所又は従たる営業所」を有し、その営業所が登録されていること、もしくは「県内に主たる営業所」を有していること、監理技術者として「地質調査技士」又は「同等以上の資格」を有する者を配置できること、公共機関発注の地質調査業務の施行実績を有することなどを条件としております。31頁及び32頁をご覧ください。この入札には、12者が参加を申し込んでおり、電子入札を実施した結果、1者が最低制限価格を下回ったため失格、残る11者から落札者1者を決定しております。落札率は91.7%となっております。

続いて、物品調達「大館市民文化会館 ワイヤレスマイクシステム」についてです。大ホールに設置されているワイヤレスマイクシステムを更新するもので、更新に必要なデジタルワイヤレス受信機や送信機などを購入するものであります。入札参加資格は、市の業者登録名簿に物品調達業者として登録されていて「電気・通信機器」を取り扱い品目として登録している者、「市内に本社・本店又は支店・営業所等」を有していることなどを条件としております。34頁をご覧ください。この条件で公募したところ、2者が参加申し込みをし、同じく2者を指名し入札を執行しております。結果、落札者1者を決定しており、落札率は91.3%となっております。

続いて、役務提供「インターネット環境仮想化システムリース」であります。先に実施した入札で、株式会社日立システムズ北東北支店と約定を交わした「インターネット環境仮想化システム一式」を、5年間にわたるリース案件として入札に付したものであります。なお、市の通常業務においてインターネットを使用する際には、国の方針でもあるセキュリティ強化のため、仮想化ソフトを介さなければアクセスできないことになっております。入札参加資格としては、市の業者登録名簿に役務提供業者として登録されていて「賃貸借」を取り扱い業種として申請していること、「東北6県内に本社・本店等主たる営業所又は従たる営業所」を有し、その営業所が登録されていること、社会保険に加入していることなどを条件としております。36頁をご覧ください。この条件で公募したところ、2者が参加申し込みをし、同じく2者を指名し入札を執行しております。結果、落札者1者を決定しており、落札率は93.6%となっております。

最後に、随意契約の案件です。教育総務課が発注した「長走風穴第一観察デッキ解体工事」であります。この案件は、老朽化により、構造耐力上、危険となった第一観察デッキを解体、撤去する工事であり、通常の手続きにより、電子入札の条件付き一般競争入札で発注したところではありますが、入札参加者が1者しかいなく、さらに、当該1者が辞退したために入札が不調となったものであります。年度内に工事を終了するためには、降雪前

に解体作業だけでも行う必要があり、降雪時期が間近に迫っていることから緊急随契としたものであります。契約締結にあたっては、業者登録名簿の「建設工事」の中の「解体」に登録のある者に対し、見積合わせの参加意向調査を行い、参加の意向を示した3者から見積書を徴取、最低見積金額を提示した者と契約を締結しております。実際の作業工程では、本格的な降雪前に現地での解体作業を終え、雪解けを迎えた3月に解体資材の撤去作業を行っております。落札率は91.5%となっております。参考資料として、39頁に現地の写真を載せております。

委員長： ただいま説明がありました「抽出事案」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員A： インターネット環境仮想化システムとは、どのようなものなのでしょうか。

事務局： 個人等でインターネットを使用する場合は、発信元のサーバーに繋げ閲覧することになります。悪質サイトへの誘導等、危険な状況にないとは言いきれないところがあります。そのようなネット上の危険性を回避するため、直接発信元のサーバーに繋がらないようにするためのシステムであります。そのシステムで処理された画像を、こちらから見に行くといったようなイメージを思い抱いていただければ、わかりやすいと思います。

委員D： 「インターネット環境仮想化システムリース」は、システム納入業者を決めた上でリースにするとということだと思いますが、金利に直すと年何%くらいになるのでしょうか。

事務局： 年率まで計算した資料を持ち合わせていなく即答できませんが、金額で申しますと、一括で支払うよりも5年間でおよそ98万円多く支払うことになっております。

委員A： 資料2に戻ります。「医療情報システム保守業務」の契約金額が高額であります。委託期間はどのくらいで、どのようなシステムなのでしょうか。

事務局： 令和3年度の途中で更新したシステムで、保守契約期間は令和3年11月から令和4年3月までとなっております。このシステムは、総合病院の医療情報の根幹をなしているもので、常に現場で保守にあっているシステムエンジニアリングの人件費も含まれており、その額は総額のおよそ3分の1を占めております。また、基幹的なシステムであることから、管理に必要な様々なシステムも組み込まれており、その保守管理料やアプリケーションソフトのライセンス料の積み重ねで、このような金額となっております。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(他に意見等なし)

委員長： なければ、抽出事案についての審査を終了いたします。

指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い「指名停止等の運用状況」について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、資料4により令和3年度下半期の「指名停止等の運用状況について」ご説明いたします。令和3年度下半期においては、5者4件の指名停止措置を行っております。

初めに、1番の指名停止についてです。対象業者はパシフィックコンサルタンツ株式会社です。パシフィックコンサルタンツ株式会社の使用人が、富山市が発注した業務に関して、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されております。本事案が、指名停止要綱の規定による「競売入札妨害及び談合」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり12カ月の指名停止措置としたものです。

次の事案についてです。対象業者は株式会社田中建設です。株式会社田中建設の代表取締役が、鹿角市発注の工事に関して、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されております。本事案が、指名停止要綱の規定による「競売入札妨害及び談合」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり16カ月の指名停止措置としたものです。

次の事案です。対象業者はJFEエンジニアリング株式会社です。JFEエンジニアリング株式会社の使用人が、沖縄県竹富町発注の工事に関して、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されております。本事案が、指名停止要綱の規定による「競売入札妨害及び談合」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり12カ月の指名停止措置としたものです。

最後の事案です。対象業者はナカバヤシ株式会社とトッパン・フォームズ株式会社です。日本年金機構が発注する「ねんきん定期便の作成及び発送準備業務」等に関し、独占禁止法に違反する行為として、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令がなされております。本事案が、指名停止要綱の規定による「独占禁止法違反行為」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり14カ月の指名停止措置としておりますが、ナカバヤシ株式会社は課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されていることから、指名停止期間の特例措置として7カ月としたものであります。

以上が、令和3年度下半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様の審査をお願いいたします。

委員D： 指名停止した業者の中で、最近、本市の入札に参加している業者はありますか。

事務局： 定かではありませんが、パシフィックコンサルタンツ株式会社はコンサルタント等業務の入札に参加したことがあったのではないかと記憶しています。

委員長： 他に何かご意見ございませんか。

(意見等なし)

委員長： なければ、指名停止等の運用状況についての審査を終了いたします。

その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」の案件について説明を受けます。

事務局： 資料5「低入札価格調査制度」の事案についてであります。この制度の対象は総合評価方式を採用した案件のみとされたところであり、下半期において該当となる案件はありません。

続きまして「その他」の2件目ですが、「令和3年度 工事検査結果調書」についてであります。昨年度1年間の工事検査に関する報告であります。入札等により契約した130万円を超える工事の検査について取りまとめたものです。

昨年度の検査件数の合計は161件で、前年度に比べて5件の減少、契約金額では27億1,600万円で、40億7,000万円の大幅な減少となっております。

完工高を担当課別に見ますと、特に減っているのが都市計画課で、この減少の大きな要因は、令和2年度で本庁舎建設工事（建築、電気設備、機械設備）の3工事が終了したためです。また、土木課の減少の要因は、大館工業団地関連の3工事と釈迦内産業団地関連の3工事が終了したためのものであります。

詳細は一覧となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

「その他」についての説明は以上でございます。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

（意見等なし）

4. 閉会

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了といたします。